

平塚市立山下小学校いじめ防止基本方針

平塚市立山下小学校

1 いじめの防止等に関する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為です。しかし、その初期段階には、悪口やからかい、悪ふざけ等の行為が継続的に現れることが多く、それらの行為を見逃してしまうことで次第にエスカレートしていきます。

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。そして、その初期段階における児童指導を充実し、ていねいな聞き取りを通して、事実に基づいて指導していきます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

したがって、本校では、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する取組

（1） いじめの未然防止のための措置

- ① いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止として、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行います。
- ③ 日頃の授業や行事等特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ④ 集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取り組みを推進します。
- ⑤ 児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- ⑥ 学校として特に配慮が必要な次のような児童等については、当該児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童
 - ・外国につながる児童
 - ・性同一性障がいに係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童
 - ・東日本大震災や原子力発電所事故などの災害等により避難している児童
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童や保護者に対して、情報モラル教育等を推進します。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題である」という認識をもち、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- ③ いじめの定義について、全職員で共通理解を図ります。
- ④ 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめの問題に関する校内研修会を年に複数回実施します。また、このことにより、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし的確に指導できるように努めます。
- ⑤ 年2回のアンケート調査や平塚市相談フォームの利用、定期的な教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対しては関係機関と連携して、迅速に状況を把握します。また、学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネットを通じて行われるいじめに関する質問項目を設けるなど、早期発見に努めます。

(3) いじめに対する措置

- ① 当該学校の児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、及び当該学校に在籍する児童がいじめを受けている疑いがあるときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに「山下小いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、指導します。事実確認と指導の内容は、校長が市教育委員会に報告するとともに、委員を通じて被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ② 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ③ いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、関係する学校及び市教育委員会と情報を共有して対処します。
- ④ いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、又はいじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童をいじめが解消するまで守り通し、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ⑤ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- ⑥ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であるという認識の

下、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童のいじめ行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

- ⑦ いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合（例えば好意から行った行為が意図せずに相手方の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童に謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等）学校は「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「山下小いじめ防止対策委員会」で共有します。
- ⑧ いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して学習するために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ⑨ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ⑩ はやしたてたり同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑪ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑫ 出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。
- ⑬ 児童がインターネットを通じて行われるいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、横浜地方法務局西湘二宮支局等の協力を得ながら、インターネットを通じて行われるいじめの情報の削除依頼等を行います。
- ⑭ 児童や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることも踏まえ、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とします。

（４） 家庭、地域及び関係機関との連携

- ① 保護者と密に連絡を取り、学校や家庭での児童の様子について情報を共有して、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- ② いじめ事案に対して保護者が通報するための学校での相談・通報窓口を周知するとともに、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- ③ いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- ④ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会など、学校と地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を推進します。
- ⑤ 非行や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、「学校警察連携制度」の活用も含め、平塚市教育委員会、平塚警察署、神奈川県警本部少年相談・保護センター湘南方面事務所等と連携しながら対応します。なお、警察など関係機関への通報等は、原則として校長が判断をして行います。
- ⑥ いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉の専門機関等と連携を図ります。

- ⑦ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、年に複数回の校内研修の実施等)の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

(5) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められるため、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

(6) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「山下小いじめ防止対策委員会」を設置します。

3 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態

重大事態が起きた場合、学校及び市教育委員会は緊急に対応にあたります。「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合については、いじめを受けた児童の状況に着目して次の考え方により、学校又は市教育委員会が判断します。

- ・自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

「児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合については年間 30 日間を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合は上記目安にかかわらず、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があるため、重大事態が発生したものと見なして、調査等に当たります。

(2) 学校及び市教育委員会の対処

- ① 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）、速やかに市教育委員会を通じて、市長に報告します。
- ② 学校又は市教育委員会は、重大事態と思われる案件について、いじめの事実関係を明確にし、対処に当たるため、調査を行います。
- ③ 学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行います。情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケア等の支援に努め、他の児童のプライバシーに配慮して適切に行います。
- ④ 学校で発生したいじめの重大事態について、学校又は市教育委員会が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告します。また、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する学校又は市教育委員会は、あらかじめ、そのことをいじめを受けた児童及びその保護者に伝えておきます。
- ⑤ 学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を確認した上で、公表をし

た場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表します。公表する場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 「山下小いじめ防止対策委員会」の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、校内に、いじめの防止等の対策のための組織「山下小いじめ防止対策委員会」を常設します。

(2) 「山下小いじめ防止対策委員会」の構成員

管理職や総括教諭，児童指導担当教員，教育相談コーディネーター，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー等を中心として構成し，対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任，第三者等も構成員に追加するなど，柔軟な組織運営を図ることとします。

(3) 「山下小いじめ防止対策委員会」の役割

この組織は，当該学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担います。主な役割は，次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめ事案に係る情報の収集(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩み等を含む。)及び事実確認といじめであるか否かの判断(緊急会議の開催などによる情報の迅速な共有，及びアンケート調査や聞き取り調査等)
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催：年に2回程度(6月・11月)開催
- ・ いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校の基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童，保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

【2019年(平成31年)3月1日 作成】

【2022年(令和4年)4月1日 改訂】

【2023年(令和5年)4月1日 改訂】

【2026年(令和8年)4月1日 改訂】